

## 目黒区第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

平成28年4月1日目健介第178号決定  
令和元年9月5日目健介第2778号決定  
令和3年4月1日目健介第4332号決定  
令和6年4月1日目健介第5906号決定  
令和7年4月1日目健介第2823号決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区における介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業に要する費用の額（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に規定する第1号事業に要する費用の額をいう。）の算定に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業対象者 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月目健介第138号。以下「実施要綱」という。）第3条第1項第1号及び第2号に規定する第1号事業対象者をいう。
- (2) 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- (3) 指定第1号介護予防支援事業 目黒区長が指定する第1号介護予防支援事業を行う者の当該指定に係る第1号介護予防支援事業を行う事業所により行われる当該第1号介護予防支援事業をいう。

### (第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準)

第3条 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表により算定した単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により第1号介護予防支援事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てて計算するものとする。

### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和元年9月5日付け目健介第2778号）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に

関する基準要綱別表の規定は、令和元年10月1日以後の第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA）及び第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）の実施に要する費用の額について適用し、同日前に実施した第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA）及び第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）の実施に要する費用の額については、なお従前の例による。

付 則（令和3年4月1日付け目健介第4332号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和3年4月1日以後の第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA）及び第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）の実施に要する費用の額について適用し、同日前に実施した第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA）及び第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）の実施に要する費用の額については、なお従前の例による。

付 則（令和6年4月1日付け目健介第5906号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和6年4月1日以後の第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA）及び第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）の実施に要する費用の額について適用し、同日前に実施した第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA）及び第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）の実施に要する費用の額については、なお従前の例による。

付 則（令和7年4月1日付け目健介第2823号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和7年4月1日以後の第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA）及び第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）の実施に要する費用の額について適用し、同日前に実施した第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA）及び第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）の実施に要する費用の額については、なお従前の例による。

## 別表（第3条関係）

### 1 第1号介護予防支援事業費単位数表（1月につき）

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| (1) 第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントA） | 442単位 |
| (2) 第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC） | 442単位 |

注1 第1号事業対象者に対して第1号介護予防支援事業を行う指定第1号介護予防支援事業所及び目黒区地域包括支援センター事業実施要綱（平成20年7月目健高2889号決定）別表に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。以下同じ。）又は地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）について所定単位数を算定する。

2 第1号事業対象者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、第1号介護予防支援費は、算定しない。

3 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下同じ。）第129号の4（この場合、第129号の4中「介護予防支援費」とあるのを「第1号介護予防支援事業費」と読み替える。）に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 厚生労働大臣が定める基準第129号の5（この場合、第129号の5中「介護予防支援費」とあるのを「第1号介護予防支援事業費」と読み替える。）に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

### （3）初回加算 300単位

注 第1号事業対象者に対して第1号介護予防支援事業を行う指定第1号介護予防支援事業所、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから事業の一部の実施の委託を受けた指定居宅介護支援事業所において、新規に目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱（平成28年4月目健介第166号決定）第15条に規定する介護予防ケアマネジメント計画（以下「介護予防ケアマネジメント計画」という。）を作成する第1号事業対象者に対し実施要綱第8条第4号アに規定する第1号介護予防支援事業を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、第1号介護予防支援事業費（介護予防ケアマネジメントC）を算定している場合

は、本加算を算定することはできない。

(4) 委託連携加算 300単位

注 第1号事業対象者に対して第1号介護予防支援事業を行う指定第1号介護予防支援事業所、地域包括支援センターが利用者に提供する第1号介護予防支援事業を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアマネジメント計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。